上野証人『被害は微少』と強弁

被災労働者に責任を転稼

9・28裁判 45回公判

公判を終えて、炎天の中で報告集会。この日の上野証人の証言に怒りの声があがった。報告をするのは角銅弁護士。

九・二八(昭和四十二年、三川鉱坑内火災損害賠償請求事件)第四十五回公判は八月三十日午後一時から福岡地裁で開かれ、前回に引きつづいて会社側上野幸男証人(現三池鉱業所労働課長)の主尋問が行われました。以下はその概要です。

上野証人は、十一・九(昭和三十八年三川鉱炭じん爆発損害賠償請求事件)公判でも同じように、会社側のとっておきの切り札ともいうべき証人です。

まず最初に、運搬の入江係員が火災を発見して通報して五分、退避命令から完了まで三十分間とスムースだったことが実証されたと強調しました。

状況判断の正確さと、命令、指揮の迅速さを述べたつもりでしょうが、たまたま三番方のほとんどの作業員が昇坑中という条件があったからで、それでも七人の労働者が死亡したことには一言も触れられない弱みがあるし、とくに本層三十六昇、上層三十六昇部内関係の労働者が長時間坑内にとどめられたのをどう説明するのでしょうか。

第二に、前回も証言していましたが、上層三十六昇部内には三川鉱からの入気が若干あったとしても、COが検知されていないし、COマスクの有効性を強調し、COマスクの着用、非着用のアンバランスと、傷害等級との関係にも言及しました。

ここでも自覚症状を訴えればマスク着用には関係なく認められるという姿勢だったと被災者に悪罵を投げつけるような証言でした。

最後に、労災法上の問題として、会社としては上層三十六昇部内関係については公傷(業務上傷害)にしたくはなかったが、労働基準監督署からの要望もあって、国会で追及されたら困るもので、五号様式とともに副申書を添えるということで妥協したと証言しました。

上野証人の証言は今回も終了せず、治ゆ認定、職場復帰についてさらに次回に主尋問が続けられることになりました。

次回は十一月七日午後一時二十分から。

(この項、原告団藤田幸次郎)

× ×

裁判もいよいよ最終段階に入ってきました。ご支援、ご協力をお訴えいたします。

さらにCO濃度基準について、国際労働機構(ILO)、三池炭鉱保安規程、全米産業衛生会議の例を引き合いに出し、今回の場合、通常の坑内作業はできたし、基準を超えたとしても濃度を測定しながらやれば作業はできると、全体的に見て被害があっても微少だったと証言しました。

第三に、COマスク着用については、原告だけを見た場合五十パーセントが持っていて、二十パーセントが使用している。これは全体の十パーセントが使用したことになるが、会社としては煙を発見したら着用するように指導していたので、当日は原告が使用する状況ではないと判断したのではないかと、労働者にいっさいの責任を負わせるような証言をしました。

さらに先日の『くろだいや新聞』でも特別見解を発表したように、COマスクの有効性を強調し、COマスクの着用、非着用のアンバランスと、傷害等級との関係にも遺症は一生治らんという、と言っています。ここでまたわからなくなりますが、被災者本人達は、頭痛もするし目まいもあるといっています。これは、あきらかに後遺症があることで、自分達の組織内の組合員が、片一方では治ったといわれ、もう一方からは一生治らんといわれる。それに本人達は体が被災以後、正常でない、と言っている。つまり、労働者がいいかげんに扱われていることと同じと思うのですが、それでいてなぜ組織活動となってこないか、どうしてもわからないです」

それは智恩社思想が根づいているからですよ、と言ってしまえば一番簡単だが、それだけでは解ってもらえるはずもない。なぜなら智恩社思想は三池炭鉱の労務管理上の諸制度の中に粉々に分解されてそして練り上げられて、装いをあらたにしているからである。

その粉砕・練り上げを最初に行ったのが深川労務政策であった。

「深川労務政策と聞くと、一番最初に思い出すとは、合宿でしたデス。柳川のお宮でしたデス。そこでは、会社に貢献するのが善で、会社に反抗するのは悪じゃ、と徹底的に教えこまれたデス。善と悪には報いがある。善の場合は昇格昇給となって表われ、悪の場合は昇給は少なく家族が苦しむ、それは智恩社の坊さんがよく説教する修羅になることだ。どっちがよいか、これは善に決まっとる。会社につくすことに決まっとる。会社は常にお前達のすることバ見とる。ちょうど子供達が学校で点数バつけられよるのと同じだ。だからなおのこと気持バ引き締めて、会社に逆らわんようにすることだ。そういう教育バ受けたデス」

この智恩社に築いた深川労務政策が現在も生きているとは思えないが、有明鉱災害がその一面をより鮮明にしたのではないだろうか。

(カットも筆者)

三池炭鉱の歴史の中から

顕現した深川労務政策

その三 第十一回

十六分会 武松輝男

夏休みになると、三池炭鉱の今昔の歴史に興味をもった大学生が市立図書館などから紹介されて、分厚いノートを片手に訪ねてきてくれていたが、「今年は珍らしく誰も来ないねェ」と話し合っていた矢先、毛色の変った二人の訪問を受けた。毛色の変った、といえばなかば人間ばなれしているようにも受け取れるが、そうではなくて、大学生と比べると毛色が変っている、というだけのことで、一人はフリーライター、もう一人は新聞記者である。

「有明鉱の坑内火災を追っていると、災害の経過などはおおまかに判るが、その災害の背景というか、そっちの方が有明鉱災害の本質が含まれていると思うのだが、まあ、一般的に言って管理、賃金といった労務政策がどうしてもよくわからないです。

災害を受けたのは三池新労と下請組夫でしょう。下請組夫の方は組織力もないから怒りを行動に結びつけることは、そりゃあ大変でしょうが、三池新労の方は組織力もあるし、上部組織もあることだし、分裂前は、労働組合活動を経験している人も、まだいるはずだし。災害を受けたことで、怒りと不安が交錯していると思うのですが、なぜそれが活動や行動となって表われてこないのでしょうか。その辺がどうしてもわからない。

職場復帰のためのリハビリが週間予定のもとにはじまっている。被災患者の話を聞きますと、三井天領病院の医者(三池炭鉱の職制の一部である)は、COの後遺症もなく治っている、というが、現場段階の職制は、お前達のCO後遺症は一生治らんという、と言っています。ここでまたわからなくなりますが、被災者本人達は、頭痛もするし目まいもあるといっています。これは、あきらかに後遺症があることで、自分達の組織内の組合員が、片一方では治ったといわれ、もう一方からは一生治らんといわれる。それに本人達は体が被災以後、正常でない、と言っている。つまり、労働者がいいかげんに扱われていることと同じと思うのですが、それでいてなぜ組織活動となってこないか、どうしてもわからないです」

それは智恩社思想が根づいているからですよ、と言ってしまえば一番簡単だが、それだけでは解ってもらえるはずもない。なぜなら智恩社思想は三池炭鉱の労務管理上の諸制度の中に粉々に分解されてそして練り上げられて、装いを

宮脇さんが一往会展に出品

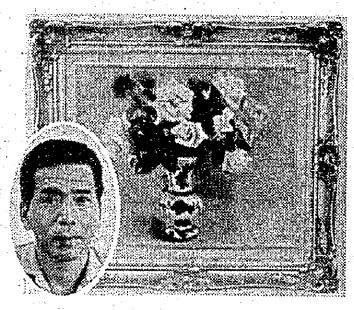

一往会(鷹尾美術教室)の第十回記念展が八月二十九日から九月三日まで松屋デパートで催されました。この記念展に宮脇好光さん(10分会)が漁船(4号)バラ1(6号)バラ2(8号)裸婦(20号)を出品しました。また記念展には炭鉱出身者が三人出品していました。(写真はバラ2)

狂気

すぎもと かずお

深く 遠く
延びていく坑道の中で
時として
数十 数百の命が
おしつぶされる

それでも 夜を日についで
ダイナマイトの爆裂音が交錯し
爆風と震動が
ずしんと 骨にこたえる

そのすさまじい地底のありさまも
なれてしまってどういうこともない
なにも起こらないのが
普通なのだ

ある朝
なにごともないと
たかをくくっていたら
真っ赤な炎が 空を蔽い
すべてが 狂気の中で 溶ける
夢ではなかった
これは 普通ではない

右の詩は、八月九日に発行された西日本反核平和詩歌集『火の遠景』に収載されたものです。この詩歌集は、核戦争の危機を克服し、平和で豊かな生活をつくりあげていく活動に多少とも役に立ちたいという立場から発行されたもので、詩、短歌、俳句、川柳などジャンル、流派をこえ、また巧拙をこえた作者たちの思いが込められています。

(編集、発行は西日本反核平和詩歌集刊行委員会。二百十六頁 千八百円、送料二百五十円。お問い合せは編集部まで)